

那須塩原市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等普及促進事業補助金（以下「ZEH等補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 ZEH等補助金は、市内の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する区域（以下「居住誘導区域」という。）に新築される一戸建て住宅であって、ZEH又はZEH+に該当し、かつ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条各項に規定する認定を受けた住宅（以下「長期優良住宅」という。）を建築又は建売により取得した所有者に対し、その取得に要する費用の一部を交付することにより、地球温暖化対策を推進し、2050年脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH 住宅の外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目的とした住宅であって、平成27年12月に経済産業省が策定したZEHロードマップフォロー

ーアップ委員会が定めるZEHをいう。ただし、N e a r l y Z E H及びZ E H O r i e n t e dを除く。

- (2) Z E H + Z E Hであって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号の定めに基づく建築物エネルギー消費性能基準（平成28年省令第1号）から25%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現し、かつ、次の再生可能エネルギーの自家消費拡大措置のうち2つ以上を導入した住宅をいう。ただし、N e a r l y Z E H +を除く。

ア 断熱性能等級5を超える外皮性能

イ 高度エネルギーマネジメント（HEMSなど）

ウ 電気自動車を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備

- (3) B E L S 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の1つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

- (4) 新築一戸建て住宅 新たに建築された一戸建ての住宅であり、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項の新築住宅と同意とする。

（補助対象住宅）

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、令和5年4月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた新築一戸建て住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済

証の交付の日以降のBELSによる評価書（以下「BELS評価書」という。）によりZEH又はZEH+の基準であることが示されていること。
ただし、ZEH+の場合は、第3条第2号に掲げる再生可能エネルギーの自家消費拡大措置のうち2つ以上導入されていることが確認できること。

- (2) 居住誘導区域内に建てられていること。
- (3) 長期優良住宅の認定を受けていること。
- (4) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けていること。
- (5) 店舗等併用住宅の場合は、主として居住用として使用する面積が店舗用等の面積より大きいこと。この場合において、共用部分がある場合には、当該共用部分を居住用として使用する面積に含めないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 新築注文にて補助対象住宅を取得する事業
- (2) 新築建売にて補助対象住宅を購入する事業

（補助対象者）

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第9条に規定する補助金交付申請時において、所有する補助対象住宅に自ら居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 過去に同一の補助金の交付を申請者並びに配偶者及び同一世帯の者が受けていないこと。

(4) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。

（補助対象経費）

第7条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の取得に係る費用から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。ただし、外構工事費、造園工事費、附属建物工事費及び解体工事費などの住宅本体以外の費用は対象としない。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1戸当たり25万円を限度に予算の範囲内において交付する。ZEH+については、50万円を限度とする。

（交付の申請兼実績報告）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ZEH等普及促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、別表に掲げる添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、先着順に受け付けるものとする。

3 市長は、提出された交付申請の総額が予算の範囲に達したときは、申請の受付を停止できる。ただし、受付停止としたときに同時に複数の申請があった場合は、当該複数の申請に対し抽選を行い、補助金の予算を超えない範囲にて交付申請の受付を決定できる。

4 第1項の規定による申請は、4月1日から翌年の2月末日までとし、補助対象住宅の引渡しを受けた日から起算して6箇月以内に行わなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者が前条の規定による補助金の申請を取り下げる場合は、Z E H等補助金交付申請取下書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び補助金額の確定)

第11条 市長は、第9条第1項に規定する申請があったときは、書類内容の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、Z E H等普及促進事業補助金交付(不交付)決定兼補助金額の確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により当該補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかにZ E H等普及支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に基づく補助金の交付決定を取り消すことができることとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 当要綱の規定に違反したとき
- (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき

2 前項による取消通知及び返還命令は、Z E H等普及促進事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第5号)にて、通知するものとする。

(立入調査等)

第14条 市長は、申請者に対し資料等の提出を求め、補助対象住宅の状況等

を確認するため、必要に応じて立入調査を依頼することができる。

(協力)

第15条 交付決定者は、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組み等について協力を要請するときは、これに応じるよう努めるものとする。

(書類の整備等)

第16条 規則第20条の規定により証拠書類を整理保管する期間は、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、令和5年4月1日から3年を経過するごとに、その運用状況、効果及び必要性を検証し、見直しを行うものとする。

別表（第9条関係）

添付書類
(1)補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約金額等の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類も添付すること）
(2)補助事業に係る費用の支払いに係る領収証の写し又は当該費用を支払ったことが確認できる書類の写し
(3)市税に滞納がないことを証する納税証明書の写し（3か月以内のもの、なお、市が個人情報の確認及び収集することに同意が得られる場合は省略可）
(4)建築完了検査済後の日付以降のBELS評価書の写し（ZEH又はZEH+の基準である一次消費エネルギー削減率及び外皮性能が記載されていること。）
(5)補助対象住宅の所在地及び居住誘導区域内に建築されていることが確認できる地図（市が所在地を確認できる場合は省略可）
(6)長期優良住宅の認定及び完了が確認できる書類の写し
(7)建築確認済証の写し
(8)建築完了検査済証の写し
(9)補助対象住宅の引渡証明書の写し
(10)補助対象住宅の全体及び太陽光パネルが設置された屋根等の写真
(11)ZEH+の場合は、再生可能エネルギーの自家消費拡大措置のうち1つ以上の設備を導入したことが確認できる写真（HEMS、充電設備又は充放電設備）
(12)補助対象住宅に居住する全員の住民票の写し（市が個人情報の確認及

び収集することに同意が得られる場合は省略可)

(13) 余剰電力を電力会社に売電する場合は、電力会社と契約した電力売買に係る契約書の写し

(14) 申請者以外に所有権を有する者がいる場合にあっては、その全員の同意書

(15) その他市長が必要と認める書類